

2020年1月15日 全4頁

# 定年延長に伴う退職給付会計計算について

## ～実務面から見た検討・決定すべき事項と留意すべきポイント～

コンサルティング企画部 受託計算課  
主任コンサルタント 逢坂 保一

昨年12月19日に発表された政府の全世代型社会保障検討会議の中間報告で70歳までの就業機会確保が明記されたように、高年齢者雇用の拡大化の検討が進行している。

定年年齢を65歳以上としている企業の割合<sup>1</sup>は17.8%とまだ少ないものの、このような流れを受け、今後65歳へ定年延長する企業が増加することも予想される。報酬制度の一つとして退職給付は、定年退職者にとって重要な役割を持っている。本稿では、定年延長に伴って発生する退職給付会計計算に絞って、実務面から見た検討・決定すべき事項と留意すべきポイントを整理・確認してみる。なお、ここでは60歳から65歳の定年延長を前提とした。

### 1. 定年延長に伴う退職給付の取り扱い

退職給付について、まず検討をすべき事項としては、延長期間の退職給付を増加させるのか、増加させないのかということである。当然、増加させれば費用も膨らむため、退職給付に関する費用はなるべく抑えたいという意図から、増加させずに60歳時点の退職給付をそれ以降は固定するケースが多いと思われる。

こうした退職給付の取り扱いが決定した段階で、あらかじめ退職給付会計計算のスケジュールについては今後の進め方も含め、確認しておいた方がよいと思われる。

### 2. 定年延長に伴う過去勤務費用の発生（退職給付会計計算の実施）

延長期間の退職給付を増加させる場合に、退職給付債務が変動するのは明らかである。延長期間の退職給付を固定する場合、退職給付の支給時期が65歳に繰り下げられるのみとなるが、この場合でも退職給付債務は変動する。このとき生じた退職給付債務の増減額が過去

<sup>1</sup> 一律定年制を定めている企業のうち65歳以上の定年年齢を定めている企業の割合（厚生労働省2017年「就労条件総合調査」より）

---

勤務費用<sup>2</sup>となるが、これを平均残存勤務期間以内の一定年数で按分した額を費用処理（減額であれば費用を減額）することになる。

この過去勤務費用は、施行日ではなく改訂日で計算されることに留意が必要だ。改訂日は、「労使の合意の結果、規定や規約の変更が決定され周知された日」<sup>3</sup>とされている。施行日が翌期であっても、改訂日が期中であれば、期中で過去勤務費用を計算し、それ以降過去勤務費用の費用処理を行うことになる。このような改訂日は施行日ほど通常明示されることがないため、意識して確認しておくことが必要だ。

退職給付債務はいくつかの前提条件である基礎率を設定して計算されるが、その基礎率のうち退職率や昇給指数は定年延長した期間分の設定が新たに必要となる。基礎率は、通常過去の実績データに基づき算定される。退職率については、過去の実績からは算出することはできない。継続雇用制度などの実績を使用することが可能か、使用できないのであれば何らかの推定方法を検討しなければならない。昇給指数についても実績を使用できないのは同様だが、退職給付を増加させるか否かの方針を反映したものとすればよいと考えられる。

### 3. 定年延長の退職給付債務への影響度

では、定年延長で退職給付債務はどの程度増減するのか。それは、延長期間の退職給付をどの程度増加させるのかにもよってくるが、割引率や退職給付見込額の期間帰属によっても異なってくる。以下、延長期間の退職給付を固定する場合について、割引率や退職給付見込額の期間帰属の退職給付債務への影響度をみってみる。あくまでも簡略化した場合の影響の目安であり、実際には従業員の年齢構成、退職率等によって退職給付債務への影響度は変化する。

割引率の影響度については、退職給付債務が将来の給付を割り引いて現在価値にして計算しているため、支給時期が65歳に繰り下げられると5年分の割引により退職給付債務は減少する。ただし、割引率がゼロの場合には、この影響はなくなる。昨今の金利低下の影響により、計算で使用される割引率は低くなっており、ここで示した割引率もそれを反映したのものとなっているが、その影響はそれほど大きくない。

---

<sup>2</sup> 「過去勤務費用」とは、退職給付水準の改訂等に起因して発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。（企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」企業会計基準委員会、最終改正平成28年12月16日）

<sup>3</sup> 企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」企業会計基準委員会、最終改正平成27年3月26日

**図表 1 割引率による影響度**

割引率	0.00%	0.25%	0.50%	0.75%	1.00%
値	1.000	0.988	0.975	0.963	0.951
影響度	0.0%	-1.2%	-2.5%	-3.7%	-4.9%

※値は定年延長前の退職給付債務を1とした場合の値

出所：大和総研作成

次に退職給付見込額の期間帰属の影響度については、期間定額基準を適用している場合に限られ、一般的な給付算定式基準の場合にはこの影響はなく割引率の影響度のみとなる。期間定額基準は、退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法である。そのため、定年延長により全勤務期間が5年分長くなると、退職給付債務は減少する。ただし、定年延長された期間が給付額の計算の基礎として用いられないとした場合、この期間は全勤務期間に含まれず、全勤務期間は延長前と変わらないため、減少要因は割引率の影響度のみとなる。

参考として、延長期間の退職給付を増加させる場合の期間帰属の影響度をみてる。この場合には、給付額の計算基礎となるため全勤務期間は長くなり退職給付債務は減少し、その影響度は割引率より大きい。図表2では、退職給付の増加の影響を取り除いた期間帰属の影響度を割引率の影響度と合わせたものとして示している。

**図表 2 (参考) 期間帰属・割引率による影響度**

割引率	0.00%	0.25%	0.50%	0.75%	1.00%
値	0.884	0.873	0.862	0.851	0.841
影響度	-11.6%	-12.7%	-13.8%	-14.9%	-15.9%

※年齢40歳、勤続年数18年を想定

※値は定年延長前の退職給付債務を1とした場合の値

出所：大和総研作成

以上は改訂日に在籍する従業員についての影響度である。改訂日以降は、定年退職が65歳に繰り下げられるため一旦定年退職者が減りそれに伴い退職金支払額も減るが、その分年々徐々に全体の退職給付債務は増加する。元々退職給付債務の財務インパクトが大きいと考えられる場合には、将来シミュレーションを実施して、5年後に初めて65歳定年退職者が発生する時までの退職給付債務、退職金支払額等の確認も行っておくことが望ましいだろう。

#### 4. 確定給付企業年金がある場合の対応

退職給付の内枠あるいは外枠として確定給付企業年金がある場合には、定年延長に伴って、支給開始時期の変更などの規約変更、掛金計算が必要となる。また、多くの場合、給付減額の同意手続きが必要となることに留意が必要である。支給時期が65歳に繰り下げられた分、年金財政上の予定利率で割り引いたときの現在価値である給付現価が減少し、給付減額となるためだ。加入者の給付減額を行う場合、加入者の3分の1以上で組織される労働組合がある場合は当該労働組合の同意の取得と加入者の3分の2以上の同意の取得が必要となる。そのため、あらかじめ規約変更や同意手続きのスケジュールを確認することが求められる。

この規約変更や同意手続きのため、確定給付企業年金の施行日が退職給付の施行日より後の日付となるケースが想定される。その際、確定給付企業年金についての過去勤務費用計算の改訂日をいつとして行うのが適切か、退職給付と合わせて計算を実施できないかの検討が必要となる。

## 5. おわりに

これまでのポイントを退職給付会計計算実施前と実施時に分けてまとめると、以下の表のとおりとなる。

**図表 3 定年延長に伴う退職給付会計計算のポイント**

退職給付会計計算【実施前】	退職給付会計計算【実施時】
<b>検討・確認事項</b>	<b>決定・確認事項</b>
退職給付を増加させるか 退職給付会計計算スケジュールの確認	過去勤務費用の改訂日をいつにするか 確定給付企業年金の過去勤務費用の改訂日をいつにするか
<b>確定給付企業年金がある場合</b>	定年延長期間の退職率・昇給指数の設定 影響度、シミュレーションの確認
規約変更・掛金計算スケジュールの確認 規約変更・掛金計算手続き 給付減額の同意	過去勤務費用の処理年数（会計処理）

出所：大和総研作成

定年延長に伴う退職給付会計計算についての検討は、労働条件や賃金に比べると後回しになりがちであるが、これまで述べたようにチェックすべきポイントも多く、退職給付会計計算の実施前に確定給付企業年金上の規約変更等の手続きも必要となる。これらの手続きや計算自体には数カ月かかることもある。決算作業や予算策定をスムーズに進めるには、報酬制度の一つとして賃金等とセットで検討を進めるべきであろう。必要に応じて、会計監査人、年金数理人といった専門家への相談も必要となるが、早めに行っておくことをお勧めしたい。

—以上—